

岐阜県在宅医療的ケア児等短期入所等支援事業費補助金交付要綱

下線部が改正部分

| (新)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | (旧)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>岐阜県在宅医療的ケア児等短期入所等支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(略)</p> <p><u>(履行確認)</u></p> <p><u>第11条 知事は、実績報告書（事業完了報告書）、現地確認又は聴取確認（電話確認）により事業終了後速やかに履行の確認を行う。</u></p> <p><u>2 現地確認を行うときは、あらかじめ、補助事業者に、確認の日時、確認の場所、その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に確認を行う必要があるときは、この限りでない。</u></p> <p>(補助金の額の確定等)</p> <p>第<u>12</u>条 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定したときは、別記第6号様式により当該補助事業者に通知する。</p> <p>(補助金の交付時期等)</p> <p>第<u>13</u>条 知事は、規則第14条による額の確定後において補助金を交付するものとする。ただし、知事が、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。</p> <p>(補助金交付請求書)</p> <p>第<u>14</u>条 補助金の交付の請求書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。</p> | <p>岐阜県在宅医療的ケア児等短期入所等支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(略)</p> <p>(補助金の額の確定等)</p> <p>第<u>11</u>条 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定したときは、別記第6号様式により当該補助事業者に通知する。</p> <p>(補助金の交付時期等)</p> <p>第<u>12</u>条 知事は、規則第14条による額の確定後において補助金を交付するものとする。ただし、知事が、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。</p> <p>(補助金交付請求書)</p> <p>第<u>13</u>条 補助金の交付の請求書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。</p> |

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、知事が別に定める方法により、速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部に相当する金額の返還を当該補助事業者に命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第16条 申請があった場合において、申請者が第4条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事が交付決定をした後において、交付決定を受けたものが第4条の規定に該当することが明らかになったときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第17条 規則第22条に規定する書類、帳簿等（以下「証拠書類等」という。）の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、知事が別に定める方法により、速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部に相当する金額の返還を当該補助事業者に命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第15条 申請があった場合において、申請者が第4条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事が交付決定をした後において、交付決定を受けたものが第4条の規定に該当することが明らかになったときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第16条 規則第22条に規定する書類、帳簿等（以下「証拠書類等」という。）の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

2 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

附 則（平成28年3月29日地医第628号）

この要綱は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和3年3月26日医福第1215号）

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和4年3月24日医福第1020号）

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和6年3月19日医福第830号）

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和7年3月12日医福第1023号）

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

附 則（平成28年3月29日地医第628号）

この要綱は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和3年3月26日医福第1215号）

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和4年3月24日医福第1020号）

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和6年3月19日医福第830号）

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。